

I w a m i n . T V 制作委員会 会則

第1条 (名称)

本会は、「I w a m i n . T V 制作委員会」(読み仮名：いわみんティービー せいさくいいんかい)と称する。英文名称・略称を「I w a m i n . T V」(読み仮名：いわみんティービー)とする。

第2条 (目的)

本会は、公衆ネットワーク（インターネット）を利用した動画コンテンツの品質向上と会員相互の交流や岩手県内の地域情報化を図ることを目的とする。

第3条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 啓蒙活動：講演会・セミナー・シンポジウムの開催
- (2) 表彰活動：優秀なコンテンツ、顕著な活動に対する表彰
- (3) 交流活動：会員相互間、他団体との交流促進
- (4) 研究活動：公衆ネットワーク技術、コンテンツの品質向上に関する研究
- (5) 支援活動：公衆ネットワークに関する相談や提言
- (6) 連携活動：関係企業・団体・官庁との連絡・調整
- (7) その他：本会の目的を達成するために必要な事業

第4条 (会員)

本会は、本会の目的に賛同して入会を申し込み、幹事会が承認した者を会員とする。

第5条 (会員の種類)

本会の会員は、正会員と賛助会員、及び法人賛助会員によって構成する。

- (1) 正会員は、自ら制作したインターネットコンテンツの制作を主たる活動とする個人を対象とする。
- (2) 賛助会員は、上記(1)に該当するインターネットメディアに自ら制作したコンテンツを提供する活動を有する個人を対象とする。
- (3) 団体賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、本会の運営に協力する法人・団体を対象とする。

第6条 (会費)

会員は、細則に定められた会費を納入しなければならない。会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第 7 条 (賛助金)

本会は、会員から賛助金を受け取ることができる。

第 8 条(会員の退会と除名)

- (1) 会員は、幹事会に届け出れば、いつでも退会することができる。
- (2) 本会は、会員が 1 年以上会費を滞納したときは、幹事会の議決を経て、その会員を退会させることができる。
- (3) 本会は、会員が本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為をしたときは、幹事会の議決を経て、その会員を除名することができる。

第 9 条 (役員)

本会には、次の役員を置く。

- (1) 主宰 (代表) 1 名
- (2) 幹事 (副代表) 若干名
- (3) 監査 1 名

第 10 条 (役員の選任)

- (1) 役員は、総会で選任する。
- (2) 主宰は、会員の中から会計 1 名を指名する。

第 11 条 (役員の職務)

- (1) 主宰は、本会の事務を総理し、本会を代表する。
- (2) 幹事は、主宰とともに幹事会を組織し、本会が行うべき事務を決議し執行する。
- (3) 会計は、会費およびその他の収入、事業に伴う支出およびその他の支出を管理する。
- (4) 監査は、本会の会計の状況を監査する。

第 12 条 (役員の任期)

- (1) 本会の役員の任期は、2 年とする。但し、再任を妨げない。
- (2) 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行う。

第 13 条 (役員の解任)

主宰および幹事は、幹事の 4 分の 3 以上の議決、または正会員の 4 分の 3 以上の議決によりこれを解任することができる。

第 14 条 (役員の報酬)

役員は、すべて無報酬とする。

第 15 条 (職員)

- (1) 本会の事務を処理するため、必要な職員をおくことができる。
- (2) 職員は、主宰が任免する。
- (3) 職員には、報酬を支払うことができる。

第 16 条 (総会の招集)

- (1) 通常総会は、毎年 1 回開催する。
- (2) 幹事会が必要と認めたとき、主宰が臨時総会を招集する。
- (3) 正会員の 3 分の 1 以上が要求したとき、主宰は 30 日以内に臨時総会を招集する。

第 17 条 (総会の議長)

- (1) 通常総会の議長は、主宰が当たる。
- (2) 臨時総会の議長は、出席会員の互選により定める。

第 18 条 (総会の議決事項)

総会は、次の事項を議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 役員の選任
- (3) 事業報告および収支決算についての承認

第 19 条 (総会の議事)

- (1) 総会の議決権は、正会員のみが有する。
- (2) 総会の定足数は、議決権（総票数）の 2 分の 1 以上とする。ただし、委任状による出席を認める。
- (3) 総会の決議は、この会則に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 20 条 (幹事会)

幹事会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を行う。

- (1) 総会の議題の作成
- (2) 本会の総会の権限に属さない事項の議決および執行

第 21 条 (幹事会の議事)

- (1) 幹事会は幹事の 2 分の 1 以上の者の出席がなければ、議事を議決できない。ただし、委任状による出席を認める。
- (2) 幹事会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除き、出席幹事の過半数をも

って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 22 条 (資産の構成)

本会の資産は次の通りとする。

- (1) 会費
- (2) 贊助金
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

第 23 条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年 8 月 1 日に始まり 7 月 31 日に終わる。

第 24 条 (会則の変更)

この会則は、幹事会および総会での会員票数の 3 分の 2 議決を経なければ変更することができない。

第 25 条 (細則)

細則は、幹事が定める。

上記は、Iwamin.TV 制作委員会の会則である。

主宰：岩見 信吾